入札説明書

令和８年度京都府立丹波支援学校マイクロバス賃貸借業務に係る入札公告（令和８年３月 11 日付け京都府立丹波支援学校ホームページ掲載。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日
令和８年３月 11 日

２　契約担当者
京都府立丹波支援学校長

３　担当組織
〒629-0154　京都府南丹市八木町柴山坊田 118
京都府立丹波支援学校　事務部
電話番号（0771）42-5185

４　入札に付する事項
(1)　業務の名称
令和８年度京都府立丹波支援学校マイクロバス賃貸借業務
(2)　業務の仕様等
別添「令和８年度京都府立丹波支援学校マイクロバス賃貸借業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
(3)　賃貸借期間
令和８年４月７日から令和９年３月19日までの学校長期休業時を除く期間
（令和８年４月７日～令和８年７月17日
令和８年８月31日～令和８年12月18日
令和９年１月７日～令和９年３月19日）
合計 284 日（別添「仕様書」のとおり）
(4)　納車場所
京都府立丹波支援学校（京都府南丹市八木町柴山坊田 118）

５　一般競争入札参加者の資格
一般競争入札に参加することができる者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者で、６に揚げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。
(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者
(2)　府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
(3)　審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の１月１日をいう。以下同じ。）において、直前２営業年度以上の営

業実績を有しない者

(4)　申請書又は添付資料（以下「申請書等」という。）に、故意に虚偽の事実を記載した者

(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の承認がなされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者。

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(7)　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

6　資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書（別記第１号様式）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、既に京都府教育委員会教育長に申請書等を提出し、資格審査の結果、参加資格があると認定され、「京都府立特別支援学校マイクロバス賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿」に登載されている場合は、審査を省略することができる。この取り扱いにより、資格審査を省略する場合は、３に示す場所へ「一般競争入札参加希望報告書」を提出すること。

(1)　申請書の交付期間等

ア　交付期間

令和８年３月 11 日（水）から令和８年３月 19 日（木）までの間とする。

イ　交付方法

(ｱ)　原則として、京都府立丹波支援学校ホームページからダウンロードすること。

(ｲ)　本校窓口交付を希望する場合は、交付期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに、３へ問い合

わせの上、入手すること。

(2)　申請書の提出期間等

ア　提出期間

令和８年３月 11 日(水）から令和８年３月 19 日(木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

イ　提出場所

３に同じ。

ウ　提出方法

原則として提出期間中の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に持参すること。

やむをえず、郵送により提出する場合は書留郵便で送付すること（アの提出期間内に必着のこと。）。

(3)　添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府競争入札参加者の資格を有する者については、「京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し」及びエ・カ・キを提出する。

ア　法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

イ　府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ　消費税及び地方消費税納税証明書

エ　営業経歴書及び営業実績調書（別記第３号様式その１及びその２）

オ　法人にあっては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書

カ　取引使用印鑑届（別記第４号様式）

キ　権限を営業所長等に委任する場合には委任状（別記第５号様式）

ク　誓約書（別記第６号様式）

(4)　資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5)　提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること

(6)　その他

ア　京都府教育委員会教育長に申請書等を提出し、資格審査の結果、参加資格があると認定され、京都府立特別支援学校マイクロバス賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載されている場合は、申請書等の書類を省略することができる。

イ　提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7　参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和８年度京都府立丹波支援学校マイクロバス賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

8　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

9　参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、８による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和９年１月 31 日までとする。

10　変更届

申請書を提出した者（上記８の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第９号様式）により当該変更に係る事項を届けなければならない。

(1)　商号又は名称
(2)　法人の所在地
(3)　営業所等の名称又は所在地
(4)　法人にあっては代表者の氏名 、個人にあってはその者の氏名
(5)　取引使用印鑑

11　参加資格の承継

(1)　参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（５の(1)から(7)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア　個人が死亡したときは、その相続人
イ　個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
ウ　個人が法人を設立したときは、その法人
エ　法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
オ　法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2)　(1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第 10 号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他校長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3)　(2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12　参加資格の取消し

(1)　参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び５の(1)から(7)までのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2)　参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3)　(1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13　入札手続等

(1)　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年４月１日(水）午前 10 時から

イ　場所

京都府立丹波支援学校

(2)　入札の方法

ア　入札書は持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

イ　代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ　入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和８年度京都府立丹波支援学校マイクロバス賃貸借業務入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ　資格審査の結果、資格を有すると認められたものが１名であっても、原則として

入札を執行する。

オ　入札回数は２回までとする。

カ　一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク　入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3)　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4)　入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5)　入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6)　入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア　質問は、配付した質問書に記入し、本校まで持参するか、ファクシミリで送付すること。軽易な内容については、電話で尋ねることもできる。特に連絡のなかった場合は、「質問事項なし」として取り扱う。

(ｱ)　質問受付日時　　令和８年３月 19 日(木) 正午まで

連絡先　京都府立丹波支援学校　事務部

TEL 番号（0771）42-5185

FAX 番号（0771）42-5186

(ｲ)　回答書交付日時及び方法

交付すべき回答書がある場合は、全員に交付日時及び方法を連絡する。

また、軽易な内容のものは、質問者のみに回答する場合がある。

なお、回答は、入札当日、入札に先立って行うことがある。

イ　質問・回答の取扱い

質問・回答は仕様書の一部として、入札条件とする。

(7)　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8)　開札

ア　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人（以下「入札

者等」という。）を立ち会わせて行う。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者等並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9)　再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものと見なす。

(10)　入札の無効

次のアからクまでのいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ　申請書等に虚偽の記載をした者

ウ　委任状を持参しない代理人

エ　金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

カ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

キ　関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

ク　その他入札に関する条件に違反した者

(11)　落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が２以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。なお、本件入札に係る落札者の決定は、令和８年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和８年４月１日付けで行うこととする。

14　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15　入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の５相当額の違約金を落札者から徴収する。

16　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の５相当額の違約金を徴収する。

17　契約保証金

免除する。

規則第 159 条第 2 項第 7 号、第 159 条関係（２）に該当するため。

18　契約書の作成の要否

要する（別紙「賃貸借契約書（案）」により作成）。

19　その他

(1)　この入札説明書に定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。

(2)　この入札に係る令和８年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

(3)　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(4)　仕様書等については、入札後速やかに返却すること。

(5)　入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。